

首相官邸 厚生労働省 厚生省 日本文学 経済

支援関係

給付金編(世帯用)

○生活支援臨時給付金（仮称）（政府）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対する生活維持のための臨時の支援として実施。

・事業の実施主体と経費の負担

・実施主体は市区町村

・実施に要する経費（給付事業費及び事務費）について、国が補助（10/10）

・給付対象

世帯主の月間収入（本年2月～6月の任意の月）が、

(1)新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準（※）となる低所得世帯。

(2)新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準（※）の2倍以下となる世帯等を対象とする。

※申請・審査手続の簡便化のため、世帯主（給与所得者）の月間収入が下記の基準額 以下であれば、級地区分にかかわらず住民税非課税水準であるとみなす。 扶養親族等なし（単身世帯） 10万円

・扶養親族等 1 人 15万円

・扶養親族等 2 人 20万円

・扶養親族等 3 人 25万円

（注1）扶養親族等とは、扶養親族及び同一生計配偶者を指す。

（注2）扶養親族等の4人目以降は、基準額を1人当たり5万円加算。

・給付額：1世帯あたり 30万円

・申請と給付の方法

・収入状況を証する書類等を付して市区町村に申請。（申請者や市区町村の事務負担を考慮して、可能な限り簡便な手続きを検討。申請方法は、申請書類の郵送を基本としオンライン申請も検討。）

・給付金は原則として本人名義の銀行口座への振り込み

・給付開始日：市区町村において決定。

※公務員、大企業の勤務者等は対象者には含まれない。

また、生活保護者や年金のみで生活されている方なども原則として対象とならない。

※収入を証明する書類とは、本年2月～6月の任意の月の収入がわかる給与明細や雇い主からの証明書、帳簿の一部の写しなど。

※受給回数は1世帯当たり1回まで。

※具体的な申請の受付開始時期は市町村において設定される。

・問い合わせ先：生活支援臨時給付金コールセンター 03-5638-5855

給付金編(事業者用)

○経営続化給付金（政府）（4月8日現在）

特に厳しい状況にある事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金。補正予算の成立後速やかに申請受付を開始する予定。申請開始の日時、申請期間などについては現在検討中。

・対象となる事業者：

中堅・中小企業のほか、フリーランスを含む個人事業者など幅広い事業者を対象とする予定。詳細は決定され次第速やかに公表される。

・給付金額の計算方法：

詳細は検討中。2019年の売上を基準にして、2020年中の売上が **50%以上減少**した月の売上から計算することを基本とする予定。

・給付額＝（前年の総売上（事業収入））－（前年同月比-50%月の売上×12か月）

・給付上限額は、法人：200万円、個人事業者等：100万円

・申請の方法：

電子申請を用いる予定。ただし、電子申請を行うことが困難な場合は、全国に受付窓口を開設して対面での対応するなどの代替手段を確保する予定。

・問い合わせ先：

中小企業 金融・給付金相談窓口（03-3501-1544）

・担当：

中小企業庁長官官房総務課 高倉 担当者：茂木、角田

電話：03-3501-1511（内線5151） 03-3501-1768（直通） 03-3501-6801（FAX）

支払い・納付猶予編

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、税金や社会保険料、公共料金の支払いが難しくなる個人、中小事業者を対象に支払いを猶予する制度。

・所得税や消費税などの1年間の納付猶予

・厚生年金保険や健康保険料の1年間の納付猶予

・自営業者や、厚生年金に加入していないパート・アルバイトなどが加入する国民健康保険や国民年金保険料徴収の6ヶ月～1年間の支払い猶予

・公共料金などの支払い猶予

電気・ガス	5月分までの期日を1カ月繰り延べ
水道・下水道	東京都、横浜市などは最長4カ月猶予
スマホ	大手3社は5月末まで繰り延べ
生命保険	保険料支払いや継続手続きを最長6カ月猶予
損害保険	保険料支払いや継続手続きを5月末まで猶予

政府支援の助成金（4/10更新）

(1)雇用調整助成金

(2)小学校等の臨時休校に伴う保護者の所得減少を補うための新助成金制度

(3)新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、既に今年度の申請の受付を終了していた時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）について、特例的なコースの新設。

雇用調整助成金編

・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

【緊急対応期間】4月1日から6月30日まで。感染拡大防止のため、この期間中は、全国で以下の特例措置を実施

①対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）

②要件：生産指標要件を緩和（1か月5%以上低下）

③助成金対象：雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める

④助成率：4/5(中小)、2/3(大企業)（解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））

⑤提出：計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）

⑥1年100日、3年150日＋上記対象期間

参考URL

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を拡充します」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000620642.pdf>

小学校等の臨時休校に伴う保護者の所得減少を補うための新助成金編

・新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、保護者である労働者の休職に伴う所得の減少への対応として有給休暇を取得させた事業主への支給。

●支給額

・労働者を雇用する事業主の方：休業中に支払った賃金相当額 × 10/10 1日当たり 8,330 円 を支給上限

・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、1日当たり 4,100 円（定額）

●適用日：

令和2年4月1日～ 6月30日の間に取得した休暇

参考URL 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の延長について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10605.htm

従業員対策編 Q&A

・緊急事態宣言で給料はどうなる！？

1 事業継続を求められている業種の場合

事業をそのまま継続するので基本的に休業手当の問題になりませんが、時間短縮など一部休業を行う場合には**事業主の自主的判断で行う**ものであり、休業手当を払うことになる。

2 休業要請を受けている業種の場合

法律に基づく事実上の効果の高い「要請」ですので休業手当を払う必要はない。

3 休業要請されている業種ではないが、入居しているテナント・商業施設が閉館する場合

経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事態、つまり「使用者の責めに帰すべき事由」はないので休業手当の問題にはならない。

※客の激減により、休業を迫られた場合、「休業手当を払わなくても違法ではなくなる」との見解もあります。

「＜新型コロナ＞緊急事態の業務停止 休業手当の義務、対象外 厚労省見解」

・従業員が感染！休業せざるをえない場合、給与の支払いはどうする？

「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありませんが、健康保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、健康保険から傷病手当金が支給されます。

・売上が見込めないため、従業員を休ませる場合、休業手当は必要ですか？

新型コロナウイルスの影響により、不可抗力のために従業員を休ませる場合は、使用者に休業手当の支払義務はありません。例えば、海外の取引先が新型コロナウイルス感染症を受け事業を休止したことに伴い従業員を休ませる場合。

しかし、美容業の場合はこれに該当しません（不可抗力によらない）ので、使用者は休業手当を支払う義務が発生します。

参考URL 厚生労働省

「新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の拡大について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09941.html

資金繰り支援編

経済産業省関係

新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として相談窓口を設置。日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所他。